

## あきる野市テレビ共同受信検討会設置要領

### (目的及び設置)

第1条 あきる野市テレビ共同受信施設の運営資金となる基金が減少し、今後、施設の運営や老朽化対策など、市民が等しく公共電波を受信する環境を維持することが困難となることから、テレビ共同受信について検討するため、あきる野市テレビ共同受信検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) テレビ共同受信地域内のテレビ視聴方法に関すること。
- (2) テレビ共同受信事業の運営に関すること。
- (3) 受益者負担に関すること。
- (4) その他検討会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 検討会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 共同受信事業有識者
- (2) ケーブルテレビ・光事業者
- (3) 共同受信施設保守事業者
- (4) テレビ共同受信区域内の代表町内会・自治会長
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (謝礼)

第5条 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

### (役員)

第6条 検討会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

### (役員職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、検討会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第8条 検討会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 議決の必要があるときは、その方法について都度決する。
- 4 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、総務部地域防災課において処理する。